

監査公表第8号
令和7年6月4日

周南市監査委員 久行竜二
周南市監査委員 島津幸男

定期監査結果の報告に係る措置状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し市長等に提出しましたが、同条第14項の規定により、モーターボート競走事業管理者から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、公表します。

1 監査の対象

ボートレース事業局

ボートレース管理課、ボートレース事業課

2 監査の範囲

令和6年4月から12月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査の実施期間

令和7年2月13日（木）から4月25日（金）まで

4 監査の実施に基づき措置を講じた内容

ボートレース管理課

(1) 契約事務

| | | |
|---|------|---------------------------------------|
| ア | 指摘事項 | 業務委託について、必要な許可がない事業者と契約を締結しているものがあった。 |
| | 措置状況 | 今後は許可の確認を徹底いたします。 |
| イ | 指摘事項 | 債務負担行為の設定年度を越えて契約を締結しているものがあった。 |
| | 措置状況 | 今後は適切に債務負担行為を設定し、契約を締結いたします。 |

ボートレース事業課

(1) 契約事務

| | | |
|---|------|---|
| ア | 指摘事項 | 周南市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に該当しない業務委託契約について、年度開始前に見積合わせが執行されているものがあった。 |
| | 措置状況 | 今後は年度開始後に見積合わせを実施いたします。 |
| イ | 指摘事項 | 随意契約について、1者の見積書徴取とする理由に不備があるものがあった。 |
| | 措置状況 | 今後は適正な契約事務を行います。 |